

# 議会運営委員会会議録

令和4年5月20日（金）

（開 会） 10：00

（閉 会） 10：28

## 案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

### 【 内 容 】

- 1 議案の説明・質疑
- 2 議案の付託委員会について
- 3 会期及び会議予定について
- 4 本会議及び委員会において説明員を指名する際に用いる略称について

---

## ○委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

お諮りいたします。守光委員から御親族の葬儀のため欠席する旨の届出がっております。本委員会として、守光委員の代わりに奥山議員に委員外議員として、出席を求めることに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。それでは、そのように決定いたしました。奥山議員、お席のほうへお願いいたします。

（ 委員外議員 移動 ）

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

令和4年第2回臨時会の提出議案について、執行部に説明を求めます。

## ○総務課長

予算関係の議案からご説明します。

「議案第53号 専決処分の承認（令和3年度 飯塚市一般会計補正予算（第12号）」）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるものでございます。

「令和4年3月25日専決」と記載しております「令和3年度補正予算資料」をお願いいたします。

3ページをご覧ください。表の下に記載しておりますように、ふるさと応援寄附金、企業版ふるさと応援寄附金にかかる決算見込額の増加に伴う関連経費等を補正するもので、歳入歳出予算の総額に6億2121万9千円を追加して、890億6526万円にするものでございます。

4ページ以降に、補正予算の概要等について記載しております。内容の説明は省略させていただきます。

続きまして、予算関係以外の議案について、「議案概要」で説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。「議案第52号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、令和3年人事院勧告に伴い国家公務員の給与の改定が行われましたので、これを参考にして、職員の期末手当の支給率を改定、また、飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例等の読替えの文言を整備するものでございます。

議案第54号と議案第55号の2件の「専決処分の承認」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるものでございます。

「議案第54号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法等の改正に伴い、関係規定を整備するものでございます。主な改正内容としましては、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を2.5%とするものでございます。

「議案第55号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法施行令の改正に伴うもので、賦課限度額について基礎課税額分を2万円増の65万円、後期高齢者支援金等課税額分を1万円増の20万円に上げるものでございます。

2ページをお願いいたします。報告第3号及び第4号の報告でございますが、「市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」、「人身傷害事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」の専決処分につきまして、本会議最終日に報告させていただきたいと考えております。

以上、簡単ですが、議案の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。なお、質疑は議会運営委員会の付託事件の範囲内をお願いいたします。質疑はありませんか。

○川上委員

おはようございます。日本共産党の川上直喜です。議案の提出の仕方についてなんですけれども、議案第52号は、飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるということになっているわけなんですけれども、職員に関する件と、それから議員に関する件と、特別職に関する件が、それぞれの条例改正案が一括して1つの条例として提案されているんですね。それぞれ立場、性質が違うものだろうと思うのに、どういう理由でこれを、3つの条例改正を一本にして議案として出すのか、どういう判断をしたのか、お尋ねします。

○人事課長

ただいま質問委員おっしゃられたことにつきまして回答させていただきます。飯塚市職員の給与に関する条例につきましては、人事院勧告に基づきまして改定案を提案させていただくものでございますが、そのほかに、ただいまお話がありましたとおり、飯塚市議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、また、飯塚市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正、また飯塚市企業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例、ただいま申し上げた3つの条例につきましても、人事院勧告に基づきまして一般職の給与条例が改定されるため、読替え規定ということで改定をいたします関係から、ただいま提案いたしました飯塚市職員給与に関する条例等ということで、一括で提案させていただく次第でございます。

○川上委員

人事院勧告、国家公務員に対するのに、関わることだという点では、同じですという言い方なんですけど、市職員の立場と、議員の立場、特別職の立場は全く違うでしょう。それぞれごとに審査をし、決めていく必要があると思うんですけど、それをなぜ一本にしたのかというのを聞いているわけですよ。立場が違うのに、その身分に関わること、処遇に関わることなのに、なぜ立場の違うものの、それぞれ条例があるのに一本の条例にするのかと、そこを聞いたんですよ。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:06

再開 10:07

委員会を再開いたします。

○人事課長

申し訳ございません。再度説明させていただきます。人事院勧告に基づきます給与条例の改正につきましては、一般職にかかるものでございまして、したがって飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正させていただいております。先ほど申しました、それ以外、議員の皆様にかかるもの、特別職の皆様にかかるもの、企業管理者にかかるものにつきましては、引用しております率ですね、その改正ということでございますので、一括で関係条例を上程させていただいている次第でございます。

○川上委員

もう明らかに立場が違う市職員、それから議員、それから特別職についてね、一括する必要があるんですか。別々に議案として提出することはできませんか。

○人事課長

ただいまご説明させていただきましたとおり、議員の皆様、特別職の皆様、企業管理者につきましては、読替え規定を改正するものでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○川上委員

別々に条例があるわけでしょう。それぞれの改正をしようとしているわけでしょう。それぞれに出せばいいじゃないですか。出せないのかと聞いているわけです、別々に。3本、52号、53号、54号と、何かそういうことができないような仕組みになっているんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:09

再開 10:12

委員会を再開いたします。

○総務部長

ただいま委員からご質問がありました、個別に上程ができないのかという件につきましては、個別に上程はできます。しかしながら、改正の趣旨が同一のもので、読替え規定等軽易なものに関しましては、これまでも議会の上程に関しましては、合わせて一本化して提出をさせていただいているという経過の中で、今回も一本で出させていただいたということで、ご了解をいただきたいと思っております。

○川上委員

今、答弁がありました。市職員、それから議員、特別職、それぞれごとに条例があり、その改正を求めるということであれば、それぞれごとに議案として提出できるということですよ。それをちょっと確認します。

○総務部長

できる、できないということであれば、できます。

○川上委員

そこで、できるのに、それぞれごとに出せるのに、なぜ一括するのかと。そうするとあなた方は、平易で読替えですと言うんだけど、読替えによらなくて、それぞれごとに出すことができたのに、なぜそういうような安易なやり方をするのかを、先ほどから聞いているわけですよ。職員と議員と特別職、全く立場は違うじゃないですか。それぞれごとにやっぱり審査が必要で、それぞれごとにね、やっぱり議会は賛否を採る必要があると思いますよ。しかも、自治体労働者としてはね、これは不利益変更じゃないですか。こういうことをね、議員と市長と三役と抱き合わせて出して、審査は一括でもできるかもしれないけれども、賛否を一括でどうやって採

るんですか。そこには、市職員の不利益変更を含んでいるんだということをね、市長自身が、自覚が弱いんじゃないですか。市長、三役、議員は、いいじゃないですか、それぞれごとに考えて。それぞれ賛否もあるでしょうけど。職員労働者の不利益変更について、議員や市長と一緒に賛否をすとかということがね、これは市職員のことを、まともに考えた議案提出の方法と思われませんが、市長、何か言うことないですか。

○総務部長

そもそも、今現状で動いておる現条例ですね、特別職の条例、議員の条例、現条例がそもそも職員の条例の率を読む条例になっておりますので、個別にそこを全て読まないように改正するといった、そもそもの形になっておりませんので、そもそもの、今動かしている条例自体が、元から職員の率を読むような条例で動かしております。それで、職員の部分が変わると、自動的にそこを読みに行くようになっているので、変わるという流れの中で、その部分を読替えるので、合わせてやっておると。元のそもそも今動いている条例に合わせた形での改正を行わせていただいております。

○川上委員

あなた方の考え方は分かるわけですよ。非常に安易で、そして労働者と、市職員と議員と特別職をね、性質の違う地位があるのに、それを一緒にしようという、そこを問題に感じているわけですよ。だから、条例がそうなっていますからというのはね、先ほど言われたように、動かせるわけ。それぞれごとに議案を出していけるということなんだから。そのことをさっきから私は言っているわけですよ。そういうことができるのに、今度一括して出す、立場の違う地位の違うものについての条例を一括して出すというところは、何か判断があつたのか、マンネリで出したのかね、そこは市長に聞いたかったわけです。市長が答弁がないんだったら、ないということで、余り考えずに出したということなら、そのように答弁してもらったらどうですか。

○久世副市長

先ほどから総務部長のほうで答弁をさせていただいております、川上委員のご指摘のように、今のこの給与条例が連動する形というのが、確かにいかがなものかというところは、我々も検討したことがございます。しかしながら、今の現状、総務部長がご説明しましたように職員の給料条例、人事院勧告に伴って変更があった場合には、それを読みに行くような、いわゆる連動条例になっていることは、これは事実でございますので、先ほどマンネリというご指摘あつた中ではございますが、今までこのような形でご提案させていただいておりますので、ご理解いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○川上委員

何を言う答弁か、今のは分からなかったね。マンネリを認めたという答弁なのかな。

だから、重ねて、もう答弁に市長が立たないようなので指摘しますが、まず今度のやつはね、市職員に対する不利益変更が中心の改正になっているじゃないですか。これに対する賛否の問題と、それから議員の報酬に関わる賛否の問題と、市長、三役にかかる賛否の問題、性質が違うでしょう。それぞれごとに判断があるわけですよ。だから、ほかの自治体ではそれぞれごとに議案を出しているところがあるじゃないですか。あなた方だけとは言わないけど、そのところを議案上程に当たっては、ことの本質がどこにあるのかを考えながら出していく必要があるんじゃないですか。指摘しておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

次に、「議案の付託委員会」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

議案の付託委員会について説明いたします。

「令和4年第2回 市議会臨時会 議案一覧表」をご覧ください。

議案第52号から54号までの3件は総務委員会に、55号は協働環境委員会に、それぞれ付託していただいております。

次に、報告事項2件につきましては、最終日に報告、質疑としていただいております。また、これにあわせる形で議案付託一覧表（案）も作成いたしております。

以上、ご審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「議案の付託委員会」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、「議案の付託委員会」については、そのように決定いたしました。

次に、「会期及び会議予定」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

会期及び会議予定について、ご説明いたします。

「令和4年第2回 飯塚市議会臨時会会期日程（案）」をご覧ください。

会期につきましては、5月26日、27日での2日間を考えております。

次に、会議予定でございますが、本会議、委員会ともにそれぞれ会期日程（案）のとおりと考えております。

初日の本会議終了後、準備ができ次第、総務委員会及び協働環境委員会を開催していただいております。

なお、2委員会の同時開催時は、三密を避けるため、これまでと同様に、議場と委員会室を使用して開催し、引き続き、発言時のマスク着用、会議中のペットボトルの持ち込み等、感染防止策を実施していくこととしております。

また、上野議員より、親族葬儀に対する謝辞を述べたいのと申し出がっておりますので、5月26日の本会議開会に先立ちまして、受けていただいております。

以上、ご審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「会期及び会議予定」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、「会期及び会議予定」については、そのように決定いたしました。

次に、「本会議及び委員会において説明員を指名する際に用いる略称」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

会議の円滑な進行のため、名称が長く指名しづらい職名について、略称を用いることとして

おりますが、本年4月の組織変更に伴い、資料に記載しておりますとおりにするものでございます。本件については、今臨時会より運用していただいております。以上です。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

選管と言ったら分かりますかね。選挙管理委員会事務局長が言いにくいですか。だから、特別な議会関係者だけが分かるような言葉使いを、やっぱり日常からしないようにしたほうがいいと思うんですね。それでDXとかいうのもよく分からないと思いますけど、そういう名称になっているから、それはしょうがないとして、選管は選挙管理委員会事務局長と、自分で言えばいいじゃないですか。と思うんですよ。そのほかはまあまあと思いますけど、選管はちょっとまずいんじゃないかな。市民が分かりにくいという気がしますが、どうですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:25

再 開 10:27

委員会を再開いたします。

今、川上委員のほうから、用いる略称について、選挙管理委員会事務局長を選管事務局長にすることに、異議があるということですので、お諮りしたいと思います。

お諮りいたします。事務局説明のとおりにすることに、賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、事務局説明のとおりといたします。

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件についてはご了承をお願いいたします。

本日の審査は全て終了いたしましたので、これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。